

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 103 回 雇用の増大と地域活性化のために～地域創造助成金の創設

厚生労働省は、地域の核となる産業における新たな雇用創出を支援するため、平成 17 年 4 月 1 日より「地域創造助成金」を創設した。この助成金は、もともと平成 15 年 2 月 1 日より実施されていた...地域に貢献するサービス事業等を行う法人を設立し、非自発的離職者を雇い入れた場合に、創業経費及び雇入れ経費について支援する「地域雇用受皿事業特別奨励金」...の要件を大幅に変更したものであり、地域に根付いた、新たな雇用機会の拡張を目指したものだといえる。

(ここで言う、非自発的離職者とは、一般的解雇、事業者誘導・事業所移転等による正当な理由のある自己都合、定年、雇用関係を終了する移籍出向などを言う)

今回の改正新法は、従来からの指定サービス分野等に加え、市町村等が自ら選択する産業(地域重点分野)を新たに助成の対象とした。その結果、従来からの 9 分野 個人向け・家庭向けサービス 社会人向け教育サービス 企業・団体向けサービス 住宅関連サービス 子育てサービス 高齢者ケアサービス 医療サービス リーガルサービス 環境サービス に加え 地方公共団体からのアウトソーシング が新たに認められることとなった。

制度ゆえ、当然必要要件があるが、条件により創業経費の 1 / 3、最高限度額(150 万～500 万円まで)が新規創業支援金として、また雇入れ奨励金として、非自発的離職者 1 人当たり 15 万～30 万円(上限 100 人分)まで助成される。(詳細は厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/b-top.html> 参照)

この新制度のユニーク性は、狙いが「雇用の増大」と「地域活性化」の 2 つにあるというところである。少子高齢化は現在の最大の課題の一つであり、「団塊の世代」に象徴される、元気で、有識度の高い非自発的離職者が、大量に登場してくるという事実である。そして永年のテーマである地域の自立と活性化を、アントレプレナー(起業家)のパワーに期待するもので、現代日本が患っている「難病」の有効的な治療薬の一つとして、認識できるものと思われる。

とりわけ、地域重点分野は、市町村、地域の経済団体等からなる協議会が地域の重点産業を選択し、厚生労働省に申出することにより認定される。平成 17 年 4 月の時点では全国 32 の地域が、観光関連、中心市街地活性化、地場産品振興、ものづくり分野等で認定されている。

当ホームページをご覧の、地域に関わっているリーダーの方々、この情報を見逃す手はあるまい。 一歩、実践に向け、歩み出したらいかがなものか!と提唱したい。